

高浜町健康アプリ構築・運用保守業務 仕様書

1. 業務名

高浜町健康アプリ構築・運用保守業務

2. 業務の目的

高浜町では、第4次たかはま健康チャレンジプランの基本理念である「みんなで支えるあなたが主役の健康づくり」の推進を図るための一つの施策として、スマートフォン用の健康アプリ（以下「アプリ」という。）を導入し、デジタル技術を活用した健康づくりの取組を推進する。アプリを活用することで、たかはま健康づくり10か条の行動実践や健康無関心層の行動変容の促進、楽しみながら日々の健康づくりに取り組む町民の増加を目指す。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務概要

（1）事業概要

本業務の目的を達成するためアプリを導入し活用する。アプリには、利用者の健康行動に応じてポイントが付与される機能の他、獲得したポイントをアプリからの手続きによりインセンティブ【福井県地域通貨はぴコインを予定（以下「はぴコイン」という。）】に交換できる仕組みやアプリを開けたくなる仕組みを構築することで、楽しみながら健康づくりに取り組む町民の増加を図る。

（2）業務範囲

①健康アプリ構築業務

【クラウド環境構築、アプリの開発、利用説明会開催、アプリストアでの公開】

②健康アプリ運用保守業務

【クラウドサービスの維持、アプリシステムソフトウェアの保守】

（3）対象者

18歳以上の高浜町民及び町内事業所へ勤務する者

参加想定人数 令和7年度 1,000人（※登録アカウント人数）

令和8年度以降3,000人（ // ）

（4）業務スケジュール

令和7年 8月（予定） 契約締結、アプリ構築期間、利用者募集

令和7年10月（予定） アプリ運用開始

※詳細なスケジュールは、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(5) 納品物

No	品目	数量
1	クラウドシステム	1 式
2	スマートフォン端末用アプリケーション	無制限
3	情報配信・管理用 Web アプリケーション（システム管理者用）	1 ライセンス
4	情報配信・管理用 Web アプリケーション（情報配信者用）	必要数
5	情報配信・管理用、利用者用各マニュアル(データ形式可)	1 式

5. 業務内容

次の（１）～（４）の業務を行うものとする。なお、業務内容は町が業務に必要と思われる項目を示したものであり、受託者からの企画提案に基づき町と受託者で協議して内容を決定するので、本町やアプリ利用者にとってメリットのある内容を独自提案することが望ましい。尚、運用開始までに必要な調達費や、導入後の利用料・保守費用等、アプリの調達費にかかわるすべての費用は委託料に含まれるものとする。

(1) 構築業務「アプリ設計・構築及び提供」

別紙「高浜町機能要件一覧」の要件を満たすアプリと管理システムを構築し、無償で提供すること。また機能要件一覧のほか、以下の要件を満たすこと。

- ①アプリのホーム画面等は、「高浜町」を連想できる内容とする。
- ②たかはま健康づくり 10 か条を活用又は意識した取り組みができる内容とする。
- ③糖尿病のリクスをもつ人が急増していることから、生活習慣病予防を意識した取り組みができる内容とする。
- ④アプリを毎日開けたくなる仕組み又は機能を有すること。
- ⑤アプリのダウンロード、登録などの操作が容易なものであること。
- ⑥アプリは App Store、Google play から無料で入手可能にするための申請・登録、契約期間を通じて登録状態の維持・管理を行うこと。
- ⑦町・アプリ利用者・町内事業者がつながりをもって健康増進に寄与する取り組みができる仕組みを有すること。
- ⑧アプリ利用者が町が規定する対象者であることを確認できるような、利用者登録の仕組み・手法を提供すること。
- ⑨町全体で取組んだ内容（歩数等）が確認できるなど、利用者のモチベーションアップにつながる仕組みを有すること。
- ⑩健康情報等の配信機能や健康イベント参加申し込み、対象者を限定して個別指導等が行えるなどの連絡機能を有すること。
- ⑪町と関係のない広告（バナー）等を無断で掲載しないこと。

(2) 構築業務「ポイント設計・運用」

町とポイント付与について協議を行い、日々のウォーキングや町主催の健康に関するイベント等への参加などで付与するポイント数・付与方法等の設計を行う。付

与するポイントは柔軟に設定又は変更等できる内容とすること。またポイント付与については、QRコード等を活用するなど、町の負担が少ない設計とすること。

尚、ポイント交換はアプリからの手続きで、はぴコインに交換できるようにすること。ポイント交換は利用者が手続きすることで反映できることとし、必ずはぴコインの提供事業者と打合せ協議を行い、事前に連携テスト等を実施すること。

また、ポイント交換については、個人へのインセンティブ提供（はぴコイン）以外に「社会貢献型」へのポイント交換制度導入を検討しているため、町と制度について協議を行い設計の上、導入すること。尚、利用者の健康行動を促す動機づけやアプリ利用者を増やすきっかけとするため、アプリ内で社会貢献型ポイント制度の取組状況を見える化できる仕組みも構築すること。

※はぴコインは「株式会社ふくいのデジタル」が提供するサービスを利用予定

※ポイント交換後の特典（ポイント交換品）については、本業務には含まない

（３）構築業務「利用者説明会の開催」

受託者は以下の業務を実施するものとし、各業務実施方法およびスケジュールについて明記すること。尚、実施スケジュールについては町と協議の上決定すること。

①当町職員への利用説明

ア）担当部局の職員に対して、説明会を開催すること。

イ）職員向けの操作マニュアルを作成し説明会で配布すること。

②利用者（住民等）への利用説明

ア）利用者（住民等）に対して、操作説明会を最低４日開催すること。尚、会場は町で準備するが、説明会に使用する機器・説明者は受注者で準備すること。

イ）利用者（住民等）向けのマニュアルを作成し説明会等で配布すること。

また、町ホームページ等で使用するアプリのダウンロードを促す広報チラシ等を作成すること。（操作説明の動画があればより好ましい）

（４）運用保守業務

アプリの運用・保守については以下の要件を満たすものとする。

①計画的な保守作業等を除き、原則２４時間３６５日の安定稼働を実現するために必要な運用・保守管理に対応できる体制をとること。

②外部からの不正アクセスによるデータ改ざん、情報漏洩を防止するために必要な対策を講じること。

③ios 及び Android のバージョンアップが提供された場合においても、アプリが適切に動作するよう必要な対応を実施すること。

④アプリに不具合が発生した場合は、適切な初期対応を行い、正常に動作できるまで責任を負うこと。

⑤データ保守のため、定期的にバックアップを取ること。また、機器が壊れたときなどに、バックアップデータからのデータ復旧が早期に行えること。

6. 業務体制の確保

(1) 統括責任者の配置

業務内容及び進捗状況等を包括的に把握管理するため、業務に精通した統括責任者を1名配置すること。契約期間中の統括責任者の変更は原則認めない。

(2) 主担当の配置

必要な専門知識及び経験を有する従業員を主担当として配置すること。また、必要に応じ特定の業務分野の専門性を有する者や主担当を補助する役割を担う等として副担当を配置すること。

(3) その他実施体制に関する事項

受託者は、本件業務を履行するにあたり一人のみ配置でなく統括責任者及び主担当を含めた2名以上の実施体制を整えること。

業務の内容ごとに専門性を有する者に主担当を変更することは可能であるが、変更の際は事前に書面をもってその旨を町へ通知し承認を得るものとする。

町は、配置された統括責任者・主担当が不適格な者であると認められるときは、受託者に改善の要求又は当該者の交代を求めることができる。

7. 打合せ等

受託者は、業務を円滑に実施するため町担当者と緊密に連絡を取り合い、その内容については、その都度受託者が記録し、町担当者及び受託者が相互に確認しなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、次の書類（町が指定する様式）を提出し、町担当者の承認を受けなければならない。なお、受託者は、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度、変更理由等を書面により町担当者に提出し、承認を受けるものとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 業務着手届、業務推進体制届、業務工程表 | 各1部 |
| (2) 業務完了届 | 1部 |
| (3) 請求書（完了検査実施後） | 1部 |
| (4) その他担当者が指示する書類 | 各1部 |

9. 委託料の支払方法

- (1) 委託料の支払いは、実績に応じて精算する。

- (2) 町は、業務完了の確認又は検査を終了した後に、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、いかなる場合においても業務上知り得たことを第三者に開示・譲渡しないこと。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法、各省庁が作成した個人情報に関するガイドライン、高浜町個人情報保護条例等を遵守するとともに、個人情報管理のための必要な措置を講じること。
- (3) 本業務の履行により設計・構築したシステムの著作権は、町に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りでない
- (4) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請け負わせてはならない。
- (5) 受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名称、その他の必要な事項を書面にて町へ報告し、承認を得ること。
- (6) 業務遂行期間内に生じた疑義、問題点等については、その都度打合せを行い、迅速に対応すること。